

第96回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

平成24年6月6日
株式会社ダイフク

当社は第96回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべく添付書類のうち、

- ・ 第96期事業年度 事業報告
 - 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要
 - 7. 株式会社の支配に関する基本方針
- ・ 第96期事業年度 連結計算書類の連結注記表
- ・ 第96期事業年度 計算書類の個別注記表

につきましては、法令および定款第16条の定めに基づき、平成24年6月6日（水）から当社ホームページ（<http://www.daifuku.co.jp/ir/shareholders.html>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

・第96期事業年度 事業報告

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

内部統制システムの構築に関して、取締役会で決議した内容は次のとおりであります。

- 1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制
 - ①代表取締役が繰り返し企業行動規範の精神を取締役・従業員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底いたします。
 - ②コンプライアンス委員会を設置し、全取締役がコンプライアンス責任者となり、法令等の遵守状況を監視・監督いたします。
 - ③経営に重大な影響を及ぼすと判断される法令違反等が発生またはそのおそれのある場合は、直ちにコンプライアンス委員会を開催し、調査、対応策を協議いたします。
 - ④内部通報制度
従業員および外部の者からの当社グループのコンプライアンスに関する質問や相談に対応するため、社内に相談窓口（法務部）を引き続き設置するとともに、社外弁護士直通の社外相談窓口も設置しております。また、海外現地法人の社員も相談窓口につながる仕組みを導入しております。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ①本社部門統轄担当取締役は文書管理規定に則り、文書（電磁的記録を含む）を関連資料とともに、保存および管理いたします。
 - ②文書の保管期間は別途定め、保管場所については文書管理規定に定めるところにより、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、速やかに本社において閲覧が可能である方法で保管するものといたします。
 - ③第1項の文書管理規定を制定または改定する場合には、取締役会の承認を得るものといたします。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①当社グループの経営全般にわたる内部統制、リスクマネジメントのさらなる強化を目的に、CRO(Chief Risk Officer)を任命しております。その傘下に BCP(Business Continuity Plan)推進本部を置き、当社グループの経営に大きな影響を与えると判断されるリスクを幅広くとらえ、平時・有事の対策を立案いたします。
 - ②全社 BCM(Business Continuity Management)を改善強化するため、これまで構築してきたリスクマネジメント体制を「リスクマネジメント規定」として文書化し、経営に関わるリスクの低減、極小化と有事の際の体制強化を図っております。
 - ③情報セキュリティ関連諸規定を制定し、情報セキュリティの維持および管理に必要な体制、組織の権限、情報資産の取り扱い方法、社内情報インフラの利用方法などについて定めております。

- ④内部監査室では、財務報告の信頼性を阻害すると判断される業務活動リスクを把握し、その防止策の立案、内部統制の整備および運用状況の検証・改善の職務を担う内部検査人の教育・指導の強化および内部統制システムの PDCA サイクルの一元的管理を行っております。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は取締役・従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともにこの目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標および権限分配を含めた効率的な達成の方法を事業部門担当取締役が定め、IT を活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築いたします。
- 5) 使用人の職務の遂行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ①代表取締役が繰り返し企業行動規範の精神を取締役・従業員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底いたします。また、本社部門統轄担当取締役が企業行動規範の啓蒙、遵守のための活動を行います。
- ②監査役および内部監査室は、日頃から連携の上、全社のコンプライアンス体制およびコンプライアンス上の問題の有無の調査に努めます。
- 6) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社グループに共通の企業行動規範に基づき、グループの役員・従業員一体となった遵法意識の醸成を図ります。
- ②財務報告の信頼性を確保するため、内部監査室が経営管理、業務管理、業務執行の体制や規則の制定などに当たります。
- ③グループの取締役・従業員を対象にコンプライアンス研修を定期的実施いたします。
- ④グループ企業に監査役を置き、また監査役制度を置かないグループ企業については監査役を派遣し、内部統制体制に関する監査を実施いたします。
- ⑤当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力、団体には法令に基づき、毅然として対応いたします。その旨を当社の「企業行動規範」に定め、当社役員・従業員全員に周知徹底しています。
- 7) 監査役を補助すべき当該使用人に関する体制
必要に応じて内部監査室、CSR本部と経理本部が適宜対応しておりますが、監査役より求めがあるときは監査役会との協議の上、適切に対応いたします。
- 8) 上記 7) の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助する使用人および内部監査室の人事および異動については、監査役会の意見を尊重いたします。

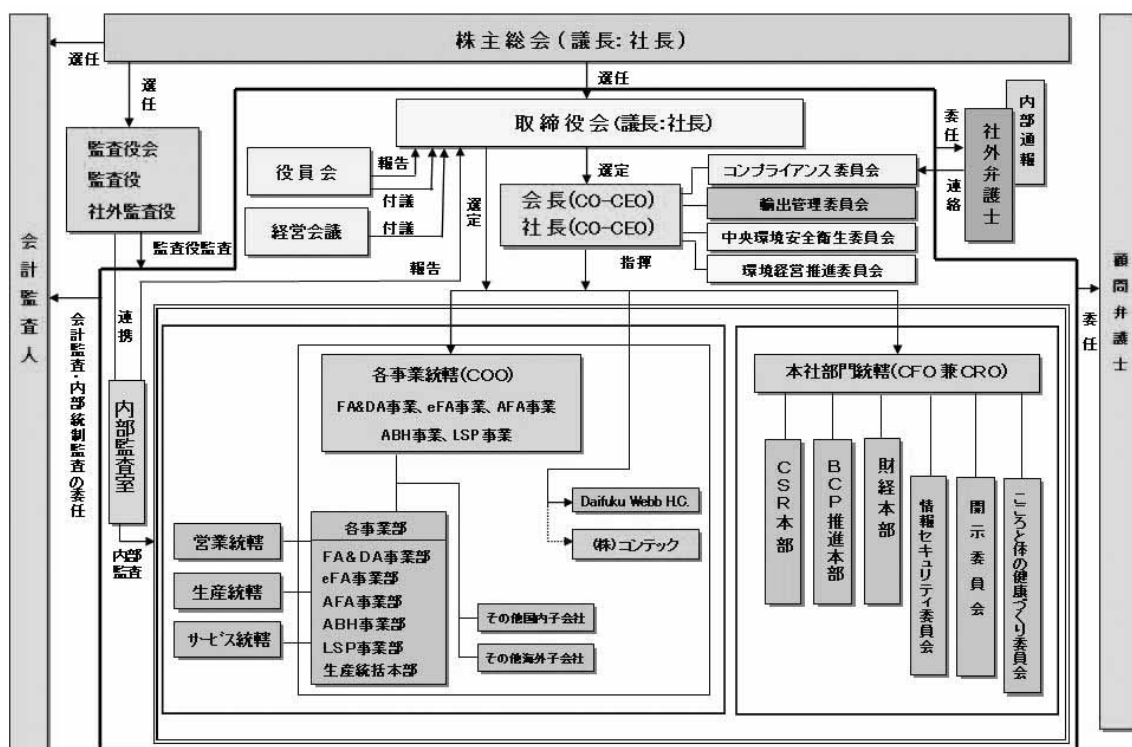
9) 取締役および使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制

監査役会に報告すべき事項を定める規定を監査役会と協議の上制定し、取締役は次に定める事項を報告することといたします。

- ① 経営会議で決議された事項
- ② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ③ 毎月の経営状況として重要な事項
- ④ 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
- ⑤ 重大な法令および定款違反
- ⑥ その他コンプライアンス上重要な事項

10) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会に対して、取締役および重要な使用人からヒアリングを実施する機会を与えるとともに、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することといたします。



7. 株式会社の支配に関する基本方針

1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者については、その者が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるか否かという観点から、検討されるべきであると考えております。

当社が企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、

- ①中長期的視点に立った経営戦略を基に、社会的責任を全うしていくこと
- ②中長期的な事業成長のため、財務体質の健全化を背景とした機動的・積極的な設備投資および研究開発投資を行っていくこと
- ③生産現場や工事現場においては、行政機関・周辺住民等の関係当事者との信頼関係を維持していくこと
- ④当社グループのコア事業間の有機的なシナジーによる総合力を最大限発揮していくこと

等に重点を置いた経営の遂行が必要不可欠であり、これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、内部統制体制の強化、具体的には、グローバルに事業を展開するためのリスク管理、金融商品取引法施行に伴う財務諸表の信頼性確保に対する組織的かつ継続的な取組みが、企業存続のための必須条件となっておりま

いた。こうした事情を鑑み、買付者が当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策、以下「本プラン」）に定める手続を遵守しなかった場合、または当該買付が企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付である場合等所定の要件に該当する場合、当社は、このような買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と判断すべきであると考えます。

2) 基本方針の実現のための取組みの概要

① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、平成 11 年 3 月期から始まる中期経営計画「21 世紀初頭のダイフク」を策定以来、中期経営計画をベースとした持続的成長路線を歩むことで、世界一、二を争うマテリアルハンドリングメーカーに成長いたしました。

平成 23 年 3 月期を初年度とする中期経営計画「Material Handling and Beyond」においては、平成 25 年 3 月期には連結売上高 2,200 億円、営業利益 110 億円を達成することを主な経営目標としてまいりました。現時点では本目標の達成は厳しい状況ですが、“持続的に成長し続けるための事業基盤を整備するための 3 年間”との位置付けに沿った施策により、マテリアルハンドリングシステム・機器業界において「質・

量ともに世界ナンバーワン企業」に近づく道筋を付けることができました。今年秋に策定・発表予定の次期中期経営計画においては、これまでに培った事業基盤をもとに企業価値・株主共同の利益の一層の向上に努めます。

② 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための具体的取組み

当社は、平成 21 年 6 月 26 日開催の第 93 回定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とした、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を一部変更・改定の上、更新することに関し、株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランは、

a. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が 20%以上となる買付けその他の取得

b. 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

に該当する買付けその他これに類似する行為又はその提案（以下「買付」）を対象とし、a. または b. に該当する買付がなされたときに、本プランに定められる手続に従い、原則として買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付者等以外の者から当社株券等と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項等が付された新株予約権（以下「本新株予約権」）の無償割当てをすることが検討されることとなります。

a. または b. に該当する買付を行う買付者は、買付の実行に先立ち、当社に対して、買付内容の検討に必要な情報および本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を、当社の定める書式により日本語で提出していただきます。その後、買付者や当社取締役会から提出された情報・資料等が、当社経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会に提供され、特別委員会はこれらの評価、検討を行います。

特別委員会は、買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合、または当該買付が企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付である場合等所定の要件に該当し、本新株予約権の無償割当てをすることが相当と認められた場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを勧告します。なお、特別委員会は、ある買付について買付の内容について実質的判断が必要な場合、本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主総会の承認を予め得るべき旨の留保を当該勧告に付することができるものとします。当社取締役会は、特別委員会の上記勧告に従い、新株予約権無償割当ての実施または不実施等の決議を行うものとします。但し、特別委員会が勧告に株主総会の承認を予め得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、株主総会の開催が実務上著しく困難な場合を除き、株主総会を招集し、

本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議し、当該株主総会の決議に従うものとします。

本プランの有効期間は、第96期（平成24年3月期）の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。但し、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

3) 基本方針の実現のための取組みについての当社取締役会の判断およびその理由

平成23年3月期を初年度とする中期経営計画、内部統制・コーポレートガバナンス強化等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、上記2)②記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって更新されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、下記項目のとおり、株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- ・株主総会において株主の皆様のご承認を得た上で更新されたものであること。
- ・本プランの有効期間が3年間と定められた上、取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、当社取締役の任期は1年とされていること。
- ・経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則をすべて充足していること。
- ・経営陣からの独立性の高い特別委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること。
- ・特別委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができるとされていること。
- ・その内容として本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること。
- ・デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）やスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではないこと。

(注) 本プランの詳細については、平成21年5月15日付で「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」として公表しております。このニュースリリースの全文については当社ホームページ

(<http://www.daifuku.co.jp/ir/news/2009/index.html>) をご参照ください。

・第96期事業年度 連結計算書類の連結注記表

連 結 注 記 表

株式会社ダイフク

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 44 社

主要な連結子会社の名称

- | | |
|---|--------------------------|
| ・株式会社コンテック | ・DAIFUKU CANADA INC. |
| ・株式会社ダイフクプラスモア | ・台湾大福高科技設備股份有限公司 |
| ・株式会社ダイフク・ロジスティック・テクノロジー | ・DAIFUKU (THAILAND) LTD. |
| ・DAIFUKU WEBB HOLDING COMPANY | ・DAIFUKU KOREA CO., LTD. |
| ・DAIFUKU EUROPE LTD. | ・CLEAN FACTOMATION, INC. |
| ・DAIFUKU MECHATRONICS (SINGAPORE) PTE. LTD. | ・大福 (中国) 有限公司 |

- (注) 1. 当連結会計年度において、当社は Logan Teleflex (UK) Ltd. (本社所在地：イギリス)、Logan Teleflex (France) SA (本社所在地：フランス) の全株式を取得したため、連結の範囲に含めております。
2. 当連結会計年度において、当社の100%子会社である JERVIS B. WEBB COMPANYが Logan Teleflex, Inc. (本社所在地：米国) の全株式を取得したため、連結の範囲に含めております。
3. DAIFUKU AMERICA CORPORATIONと JERVIS B. WEBB COMPANYを事業会社として傘下に置く統括会社DAIFUKU WEBB HOLDING COMPANYを2011年1月1日付で設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社

非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 3 社

主要な持分法適用会社の名称

- ・WEBB INDIA PVT., LTD.

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称

- ・株式会社ルネス研究所
- ・株式会社アイ・ケイ・エス

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社2社は、連結会社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼさないと判断されるので持分法は適用せず原価法により評価しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③たな卸資産

商品及び製品・未成工事支出金等

・物流器具

主として移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・上記以外のもの

主として個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社等は、主として定率法を採用し、在外連結子会社等は主として定額法を採用しております。但し、当社及び国内連結子会社等が平成 10 年 4 月 1 日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、当社及び国内連結子会社等は、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア
のれん

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
投資効果の発現する期間において均等償却
なお、重要性の乏しいものは発生年度に全額償却して
おります。

上記以外のもの

定額法

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース

自己所有の固定資産に適用する減価償却と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース
取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証のあるものについては、当該残価保証額）とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 3 月 31 日以前の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子会社等は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社等については、主として特定の債権について、その回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、それぞれ発生の日次連結会計年度から処理することとしております。

③工事損失引当金

当連結会計年度末において見込まれる未引渡工事の損失発生に備えるため、見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

ア. 当連結会計年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

イ. その他の工事
工事完成基準

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における少数株主持分及び為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。また、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段	ヘッジ対象
先物為替予約	外貨建債権債務及び外貨建予定取引
金利スワップ	借入金

③ヘッジ方針

主として当社の内部規定に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、毎連結会計年度末に個別取引毎のヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産または負債とデリバティブ取引について、元本・利率・期間等の条件が同一の場合は、ヘッジ効果が極めて高いことから本検証を省略しております。

⑤その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

ヘッジ手段の執行・管理については、取引権限及び取引限度等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。

(7) 消費税等の会計処理の方法

税抜方式によっております。

(追加情報)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(表示方法の変更に関する注記)

連結貸借対照表

「未完成工事請求不足高」の表示方法は、従来、連結貸借対照表上、流動資産の「その他」(前連結会計年度5,831百万円)に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より、流動資産の「未完成工事請求不足高」(当連結会計年度10,481百万円)として表示しております。

連結損益計算書

「投資有価証券評価損」の表示方法は、従来、連結損益計算書上、特別損失の「その他」(前連結会計年度68百万円)に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より、特別損失の「投資有価証券評価損」(当連結会計年度718百万円)として表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

- | | |
|---|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 46,118百万円 |
| 2. 保証債務 | |
| 金融機関からの借入に対する保証債務 | 76百万円 |
| 3. 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。 | |
| 受取手形 | 423百万円 |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数
普通株式	113,671	—	—	113,671

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年5月13日 取締役会	普通株式	1,106百万円	10.00円	平成23年3月31日	平成23年6月27日
平成23年11月10日 取締役会	普通株式	553百万円	5.00円	平成23年9月30日	平成23年12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成24年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議をいたしました。

普通株式の配当に関する事項

- | | |
|--------------|------------|
| (a) 配当金の総額 | 1,106百万円 |
| (b) 配当の原資 | 利益剰余金 |
| (c) 1株当たり配当額 | 10.00円 |
| (d) 基準日 | 平成24年3月31日 |
| (e) 効力発生日 | 平成24年6月29日 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に物流システムの製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行で調達し、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い短期的な金融資産で運用しております。

受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当社グループの与信管理規定に従い、当該リスクの低減を図っております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスク、借入金に係る支払金利の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行なわない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	29,577	29,577	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	68,676	68,676	—
(3) 未完成工事請求不足高	10,481	10,481	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	7,572	7,572	—
(5) 支払手形・工事未払金等 (*2)	(33,070)	(33,070)	—
(6) 短期借入金 (*1) (*2)	(13,861)	(13,861)	—
(7) 1年内償還予定の社債 (*2)	(4,000)	(4,000)	—
(8) 社債 (*2)	(6,000)	(6,042)	△42
(9) 長期借入金 (*2)	(27,149)	(27,278)	△128
(10) デリバティブ取引	17	17	—

(*1) 短期借入金には、1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(*2) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金等、(3) 未完成工事請求不足高

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形・工事未払金等、(6) 短期借入金、(7) 1年内償還予定の社債

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 社債、(9) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(10)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の方法で時価を算定しております。

(10) デリバティブ取引

為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている受取手形・完成工事未収入金等と一体として処理されているため、その時価は、当該受取手形・完成工事未収入金等の時価に含めて記載しております（上記(2)参照）。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(9)参照）。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額2,770百万円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	674円72銭
1 株当たり当期純利益	11円05銭

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎

1 株当たり当期純利益	
当期純利益	1,223百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る当期純利益	1,223百万円
普通株式の期中平均株式数	110,659千株

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の41.0%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成27年4月1日以降のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が671百万円減少し、その他有価証券評価差額金が12百万円、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が683百万円、それぞれ増加しております。

・第96期事業年度 計算書類の個別注記表

個 別 注 記 表

株式会社ダイフク

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
 - ・時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 商品及び製品、未成工事支出金等
 - ・物流器具 移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - ・上記以外のもの 個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - (2) 原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
 - ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法
 - ・のれん 投資効果の発現する期間において均等償却
なお、重要性の乏しいものは発生年度に全額償却しております。
 - ・上記以外のもの 定額法
 - (3) リース資産
 - ・所有権移転ファイナンス・リース 自己所有の固定資産に適用する減価償却と同一の方法
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(残価保証のあるものについては、当該残価保証額)とする定額法
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
 - (4) 長期前払費用 定額法

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社等への投資に対する損失に備えるため、財政状態等を勘案して必要額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を処理することとしております。

数理計算上の差異は、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、それぞれ発生翌年度から処理することとしております。

(4) 工事損失引当金

当事業年度末において見込まれる、未引渡工事の将来の損失発生に備えるため、見込額に基づき計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。また、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
先物為替予約	外貨建債権債務および外貨建予定取引
金利スワップ	借入金

(3) ヘッジ方針

主として当社の内部規定に基づき、為替変動リスクおよび金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段およびヘッジ対象について、毎事業年度末に、個別取引毎のヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産または負債とデリバティブ取引について、元本・利率・期間等の条件が同一の場合は、ヘッジ効果が極めて高いことから本検証を省略しております。

(5) その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

ヘッジ手段の執行・管理については、取引権限および取引限度等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。

8. 消費税等の会計処理の方法

税抜方式によっております。

(追加情報)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(表示方法の変更に関する注記)

「設備関係支払手形」の表示方法は、従来、貸借対照表上、流動負債の「設備関係支払手形」(前事業年度9百万円)として表示しておりましたが、金額が僅少となったため、当事業年度より、流動負債の「支払手形」(当事業年度0百万円)に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	38,233百万円
2. 保証債務	
関係会社および従業員の金融機関からの借入に対する保証債務	1,125百万円
3. 関係会社に対する金銭債権および債務	
関係会社に対する短期金銭債権	14,201百万円
関係会社に対する長期金銭債権	242百万円
関係会社に対する短期金銭債務	6,113百万円
4. 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。	
	受取手形 375百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	18,279百万円
仕入高	18,139百万円
営業取引以外の取引	4,279百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	3,008,514	8,040	496	3,016,058

- (注) 1. 増加事由は単元未満株式の買取りによるものであります。
2. 減少事由は単元未満株主への単元未満株式の売渡しによるものであります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
①流動資産	
未払費用	159百万円
試験研究費	582百万円
工事損失引当金	173百万円
その他	367百万円
計	1,282百万円
②固定資産	
繰越欠損金	1,252百万円
退職給付引当金	3,449百万円
投資損失引当金	153百万円
長期未払金	117百万円
貸倒引当金	55百万円
投資有価証券評価損	410百万円
子会社株式評価損	598百万円
資産除去債務	174百万円
その他	321百万円
小計	6,535百万円
評価性引当金	△1,096百万円
計	5,439百万円
繰延税金資産合計	6,722百万円
繰延税金負債	
①固定負債	
退職給付引当金	△541百万円
固定資産圧縮積立金	△223百万円
その他有価証券評価差額金	△78百万円
その他	△45百万円
計	△888百万円
繰延税金負債合計	△888百万円
繰延税金資産の純額	5,833百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の41.0%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成27年4月1日以降のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が663百万円減少し、その他有価証券評価差額金が11百万円、当事業年度に計上された法人税等調整額が675百万円、それぞれ増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額
(単位：百万円)

	取 得 価 額 相 当 額	減 価 償 却 累 計 額 相 当 額	期 末 残 高 相 当 額
機 械 及 び 装 置	607	368	239
工 具、器 具 及 び 備 品	36	31	5
そ の 他	100	82	17
合 計	744	482	262

取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

2. 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年内	89百万円
1年超	172百万円
合計	<u>262百万円</u>

未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

3. 支払リース料、減価償却費相当額

支払リース料	98百万円
減価償却費相当額	98百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証のあるものについては、当該残価保証額）とする定額法によっております。

(関連当事者との取引)

当社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 ダイフク プラスモ ア	東京都 港区	235	洗車機・ボウ リング関連製 品の販売等	(所有) 直接 100.0	当社製品の販 売	製品の販 売(注1)	6,071	売掛金	2,797
	株式会社 コンテッ ク	大阪府大 阪市	1,119	電子機器の製 造・販売等	(所有) 直接 65.7	当社電子部品 の製造	資金の貸 付(注2) 貸付額 利息の受 取り	2,000 18	関係会社 短期貸付 金 未収入金(未収利息)	2,000 2
	DAIFUKU A MERICA CO RPORATION	U. S. A.	千ドル 5,000	物流システム の製造・販売 等	(所有) 間接 100.0	当社製品の製 造・販売	製品の販 売(注1) 配当の受 取り (注3)	4,190 636	完成工事 未収入金 売掛金	1,548 152
	DAIFUKU (THAILAND) LTD.	THAILAND	千タイバ ツ 152,700	物流システム の製造・販売 等	(所有) 直接 100.0	当社製品の製 造・販売	製品の販 売(注1)	2,175	完成工事 未収入金 売掛金	1,795 31
	台湾大福 高科技設 備股分有 限公司	台湾	千台湾 ドル 460,000	物流システム の製造・販売 等	(所有) 直接 100.0	当社製品の製 造・販売	配当の受 取り (注3)	1,321	-	-

上記の金額のうち、取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等を含めております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1). 市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、取引条件を決定しております。
- (注2). 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間1年、期日一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注3). 配当金については、子会社の財政状態、将来の投資などを勘案し、株主総会において決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	604円02銭
1株当たり当期純利益	17円05銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

1株当たり当期純利益	
当期純利益	1,886百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	1,886百万円
普通株式の期中平均株式数	110,659千株